

就学に関する支援制度のご案内



町では、小学生から大学生までの子どもを持つ家庭に対し、さまざまな資金支援制度を設けています。支援を希望するかたは、教育委員会事務局学校教育係（役場庁舎2階 ☎76-0201）までお問い合わせください。

1. 利用できる制度

制度内容	小学校	中学校	高校など	大学・短大・専門学校など
就学援助制度	■	■		
奨学金貸付制度			■	■
入学準備金貸付制度		■	■	
教育資金利子補給金交付制度			■	■

※ 斜線に該当するかたが支援制度の対象になります。

2. 制度の概要

名称	就学援助制度	奨学金貸付制度	入学準備金貸付制度	教育資金利子補給金交付制度
種別	助成（返還不要）	貸付（無利子） ※返還は卒業6か月後から	貸付（無利子） ※返還は入学6か月後から	助成（返還不要）
対象者	町立小・中学校に通う児童生徒の保護者	本人または保護者	保護者	教育ローンの貸付けを受けた保護者
内容	学用品費、修学旅行費などに対する助成	授業料などに対する貸付 ◎大学生月額40,000円	入学費用に対する貸付 ◎大学入学予定者500,000円	過去1年間に支払った教育ローンの利子分を助成（限度額30,000円）
申請条件（主なもの）	◎児童扶養手当などを受けている世帯 ◎生活保護を受けている世帯 ◎住民税などの非課税・減免世帯 ◎その他経済的にお困りの世帯 など	◎町内に1年以上居住していること ◎連帯保証人を立てられること ◎同種の貸付を受けていないこと ◎住民税などを滞納していないこと など	◎町内に1年以上居住していること ◎ローンの返済に滞がないこと ◎住民税などを滞納していないこと など	

※詳細については、以下および次のページをご覧ください。

2 奨学金・入学準備金貸付制度

経済的理由により就学資金の調達が困難なかたのために、奨学金または入学準備金の貸付を行います。

申請期限 令和6年4月分から援助を希望する場合 **2月29日(木)まで**

※就学援助申請は年度途中でも受け付けています。認定された場合は翌月分または、翌々月分から支給します。

貸付を受けることができるかた

- ① 中学校（入学準備金のみ）、高等学校、高等専門学校、大学（短大）または専修学校（高等課程・専門課程）に在学中または入学が確実であること
- ② 美里町に1年以上居住していること（就学希望者が通学のため、一時的に町外へ居住することは可）
- ③ 住民税などを滞納していないこと
- ④ 入学金、授業料などの調達が困難であること
- ⑤ 連帯保証人を1人立てられること
- ⑥ 同種の貸付を受けていないこと など

※申請受付後に所得審査があります。

申請期限 奨学金（令和5年4月分から貸付を希望する場合） **4月30日(火)まで**

3 教育資金利子補給金交付制度

日本政策金融公庫や金融機関などの「教育ローン」の貸付を受けた保護者に対して、前年1年間に返済した利子の一部（限度額3万円）を助成します。

申請期限 **2月29日(木)まで**

	奨学金（月額）	入学準備金（1回）
中学校	貸付制度なし	200,000円
高等学校	20,000円	250,000円
高等専門学校	30,000円	250,000円
大学・短大	40,000円	500,000円
専修学校（高等）	20,000円	250,000円
専修学校（専門）	30,000円	500,000円

貸付額（限度額） ②入学準備金（今年度中に貸付を希望する場合） **2月9日(金)まで**

各支援制度の申請方法 各支援制度により、条件・必要書類は異なります。まずはお気軽に教育委員会事務局 学校教育係（☎76・0201）にお問い合わせください。

水道料金の基本料金免除を延長します

町では、物価高騰に対する緊急対策として、6月(7月請求分)～11月(12月請求分)に使用した水道料金のうち、基本料金を減免していましたが、期間を3月(4月請求分)まで延長します。

上記期間中に請求する水道料金については、1回の請求につき基本料金1,100円（2か月使用の場合で消費税を含む）が免除となり、これに伴い水道料金は、メーター使用料および従量料金の合計額に変更し請求します。

【減免対象】 令和6年1月から令和6年4月に水道料金が請求となるかた

【減免内容】 水道料金の総額から基本料金1,100円(消費税を含む)を免除

※メーター使用料・従量料金は減免の対象外です。
 ※申請手続きは不要です。減免後の額に変更し請求します。
 ※使用水量・料金等のお知らせ(検針票)には減免後の金額は記載されません。実際の請求額とは異なりますので、ご了承ください。

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

就学援助制度

美里町要保護および準要保護児童生徒

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助します。

援助を受けることができるかた 前年度または本年度において次のいずれかに該当し、援助が必要と教育委員会が認めるかた

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 生活保護が停止または廃止された世帯
- ③ 住民税非課税世帯または住民税、個人事業税、固定資産税、国民年金、国民健康保険税の減免世帯
- ④ 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費受給世帯
- ⑤ 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- ⑥ その他、経済的にお困りの世帯

援助費（年間支給限度額）

費目	小学生	中学生
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費（1年生除く）	2,270円	2,270円
新入学学用品費（1年生のみ）	51,060円	60,000円
校外活動費（宿泊無し）	1,600円	2,310円
校外活動費（宿泊有り）	3,690円	6,210円
修学旅行費	実費相当額	実費相当額

※令和5年度の場合